

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年五月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（精密測地網高精度三次元測量作業）

二 測量の地域 五條市並びに吉野郡吉野町、大淀町及び東吉野村の区域

三 測量の期間 平成二十一年五月十一日から平成二十二年一月二十二日まで